

平成28年度 琴浦町進学奨励金給付の申請について

琴浦町では、子どもたちの「教育を受ける権利の保障」と保護者の「子育て支援」を目的に、琴浦町進学奨励金を給付しています。返還の必要はありません。

対 象 者

①琴浦町内に住所がある人

※入寮等の理由により町外にある場合はご相談ください。

②高等学校、高等専門学校に在学している人

③申請者（生徒本人）の保護者の、平成28年度分の町県民税所得割に係る課税標準額の合計が150万円未満

・ ①、②、③すべてを満たす方が対象です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※課税標準額が150万円以上でも、失業や倒産など特別な事情がある場合に限り、給付を受けることができる場合があります。

事前に、人権・同和教育課にご相談ください。

給付額と給付回数

月額5,000円（年額60,000円）

年3回に分けて給付します。

①8月下旬（4～9月分）

②10月下旬（10～12月分）

③1月下旬（1～3月分）

受給するためには
毎年申請が
必要です



申請に必要な書類

(1)進学奨励金給付申請書

この説明書には、申請書が添付してあります。

また下の4つからでも取得できます。

● 琴浦町教育委員会（まなびタウンとはく内）人権・同和教育課

● 琴浦町役場本庁舎 町民生活課

● 琴浦町役場分庁舎 分庁総合窓口係

● 琴浦町ホームページよりダウンロードして印刷

(2)在学証明書

在学している学校から取得してください。

(3)保護者の平成28年度町県民税所得割に係る課税標準額を証明する書類

①か②どちらかを持参してください。

①平成28年度町県民税納税通知書のコピー

②平成28年度町県民税課税証明書の原本（町県民税が非課税の人）

（②は6/1（水）から役場本庁舎町民生活課または役場分庁総合窓口係で取得できます。
手数料として300円かかります。）※別紙を参照してください。

※両親2人分の書類が必要です。ひとり親の場合は1人分で構いません。

受付期間

平成28年6月1日（水）～7月6日（水）

裏面もご覧ください。

